

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 次第

平成30年 1月24日 (水) 午後2時から
於) 佐久市議会棟 1階 第3委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 審議事項

(1) 第二次佐久市障がい者プランについて・・・資料No.1

4. 報告事項

(1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画について・・・資料No.2

5. その他

6. 閉 会

第二次佐久市障がい者プラン

1、計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項により、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める計画である。

また、「第二次佐久市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の上位計画となる「第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げる基本理念実現のための一翼を担うため、佐久市の障がい者施策の向上を目指すものとして策定する計画。

2、策定の目的

平成26年度第一次佐久市障害者プラン後期計画策定後、障害者総合支援法の一部改正及び障害者差別解消法の制定等、障がい者を取り巻く状況は急速に変化してきており、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、様々な角度からの支援が必要とされている。

このような状況の中、平成30年度は第一次佐久市障がい者プランの最終年度となることから、障がい者を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、また、多様化している障がい者ニーズに的確に対応するため、第二次佐久市障がい者プランの策定をする。

3、計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

第二次 佐久市障がい者プラン施策体系・概要（案）

計画期間 平成31年度～平成35年度 5年間

基本理念(案)

基本的施策(案)

主要施策(案)

具体的施策

みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり

1章 地域での自立生活への支援

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、必要な保健福祉サービスの充実と、生活基盤の安定や、就労支援のための施策を推進します。

1節 地域生活移行を支援する、在宅福祉サービスの充実

2節 サービスの質の確保

3節 生活基盤の安定

4節 就労支援の充実強化

2章 人権の尊重と社会参加の促進

障がい者が自らの権利を守り、一人の市民として尊重され、自分らしい生活を選択できるように、権利を擁護しその行使を支援します。そして、障がい者自らが生きがいをもって社会参加できる施策を充実します。

1節 権利擁護施策の充実

2節 コミュニケーションの充実

3節 スポーツ・レクリエーションの充実

4節 文化活動・生涯学習の振興

3章 安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、ボランティア活動や地域における住民支え合い活動などの地域福祉活動を推進します。

1節 人にやさしいまちづくりの推進

2節 地域福祉活動の推進

3節 防犯・防災対策の充実

4章 総合的な支援体制の充実

障がい者が地域で暮らすには、日常生活を送るための環境を整備する必要があり、その支援は多分野に及ぶことから保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携を深め、障がい者のライフステージに応じて、きめ細かなサービスを行うための総合的な支援施策を推進します。

1節 相談支援体制の充実

2節 障がい児の療育体制の充実

3節 保健・医療サービスの充実

4節 普及・啓発・広報の推進

5節 福祉教育の推進

平成30年度佐久市障害者プラン策定 スケジュール(案)

項目	平成29年度			平成30年度												備考
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画策定	現状(取り組み内容等)・実績の把握、資料収集		→													
	具体的施策の検討			→												
	計画(骨子)の策定				→											
	計画(素案)の策定							→								
	印刷・製本													→		
審議	保健福祉審議会	● (諮問)												● (答申)		
	障害者福祉部会	●					● (骨子)			● (素案)			●			
庁内検討会議	企画調整幹事会						● (骨子)			● (素案)						
	企画調整委員会						● (骨子)			● (素案)						
	庁内検討部会					● (骨子)			● (素案)							
	部長会議													●		
説明会	全員協議会										●					
市民参加	意見公募(パブリックコメント)							(骨子) →			(素案) →					
	コメント整理・検討								→			→				
	回答(広報等)								→			→				

第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画の概要

計画の概要

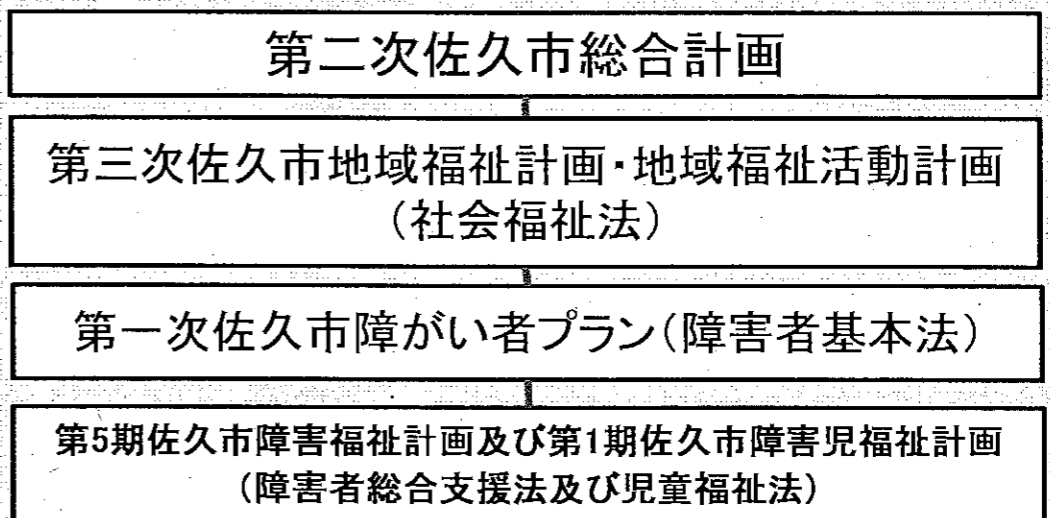
・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保のための数値目標を設定した計画である。

計画の期間

・平成30年度から平成32年度までの3か年

計画の位置づけ

・第二次佐久市総合計画を上位計画とし、佐久市の障がい者施策の基本的な方向性を定めた第一次佐久市障がい者プラン(平成21年度～平成30年度)を踏まえた計画である。



<佐久市が作成した障害者に関する計画>

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
障害者プラン				第一次障がい者プラン(前期・後期)										第二次障がい者プラン					
障害福祉計画				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期											
障害児福祉計画													第1期						

計画のポイント

- 【障害福祉計画】
 - ・施設入所者の地域生活への移行
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
 - ・地域生活支援拠点等の整備
 - ・福祉施設から一般就労への移行【支援1年後の定着率80%以上を新たに設定】
- 【障害児福祉計画】
 - ・障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】